

議案第 7 4 号

向日市民会館の設置および管理に関する条例の一部改正について

向日市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

向日市民会館の設置および管理に関する条例（昭和47年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

第3条から第8条までを次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 向日市民会館（以下「会館」という。）の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の利用の許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定の手続）

第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請

書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 事業計画書の内容が市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 会館の管理に要する費用に関する事項

- (4) 会館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (5) 会館の利用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- (6) 会館の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書に記載すべき事項
- (8) その他市長が必要と認める事項
（事業報告書の作成及び提出）

第8条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 会館の利用料金の収入の実績
- (3) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による会館の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

第19条中「もののほか、」の次に「この条例の施行に関し」を加え、「別に市長が」を「規則で」に改め、同条を第23条とし、同条の前に次の3条を加える。

（原状回復義務）

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第14条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止若しくは退去を命じられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由によって会館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させた場合は、指定管理者又は利用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第22条 指定管理者は、個人情報情報の漏えいの防止その他の個人情報情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び会館の業務に従事している者は、会館の業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後においても、同様とする。

第16条から第18条までを削る。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第19条とする。

第14条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「または」を「又は」に改め、同条を第18条とする。

第13条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「次の各号の一に該当する場合」を「利用者の責任によらない理由その他特別の理由があると認めるとき」に、「または」を「又は」に改め、同条各号を削り、同条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

(利用の許可)

第13条 会館を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、会館の管理運営上必要な条件を付すことができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可せず、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用申請者又は利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 会館の利用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 会館の利用により会館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 会館の管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の利用が適当でないときと認めるとき。

(利用料金)

第15条 会館の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第12条を次のように改める。

(休館日)

第12条 会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。

第10条及び第11条を削る。

第9条第2項中「市長が特別の事情があると認めた場合は、」を「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」に、「もしくは」を「又は」に改め、同条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

別表中「使用料」を「利用料金」に、「使用区分」を「利用区分」に、「使用日」を「利用日」に改め、同表備考中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「使用して」を「利用して」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の向日市民会館の設置および管理に関する条例の規定に

基づきなされた使用の許可、使用の許可の申請その他の行為については、改正後の向日市民会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定に基づきなされた利用の許可、利用の許可の申請その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第5条の規定による指定管理者の指定の手続きその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

〈参 考〉

向日市民会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>向日市民会館の設置及び<u>管理に関する条例</u> <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 向日市民会館（以下「会館」という。）の管理は、法人その他の団体であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、向日市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 会館の利用の許可に関する業務</u> <u>(2) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u> <u>(指定管理者の指定の手続)</u></p> <p><u>第5条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める事項を明示して公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</u> <u>(1) 事業計画書の内容が市民の平等利用を確保することができるものであること。</u> <u>(2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに、効果的かつ効率的な管理が図られるものであること。</u> <u>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有す</u></p>	<p>向日市民会館の設置および<u>管理に関する条例</u> <u>(業務)</u></p> <p><u>第3条 向日市民会館（以下「会館」という。）は、第1条の目的を達成するため本市が企画する各種の事業を行なうほか、市民および各種の団体等が行なう集会会議等に対して建物および附属設備を使用させることを業務とする。</u> <u>(管理者)</u></p> <p><u>第4条 会館は、市長が管理する。</u> <u>(職員)</u></p> <p><u>第5条 会館に館長およびその他必要な職員を置く。</u></p>

るものであること。

4 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年内とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、市長と会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 会館の管理に要する費用に関する事項
- (4) 会館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (5) 会館の利用者等に係る個人情報（向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- (6) 会館の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書に記載すべき事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後1か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 会館の利用料金の収入の実績
- (3) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による会館の管理の実態を把握するために必要なものとして市長

(使用の許可)

第6条 会館を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。使用者が許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序、風俗および公益を乱すおそれがあると認められたとき。
- (2) 建物および附属設備をき損するおそれがあると認められたとき。
- (3) 2日を越える継続使用または、反復使用により、他の使用を妨げると認められたとき。
- (4) 会館の管理上、支障があると認められたとき。
- (5) その他、市長が不相当と認められたとき。

(使用許可の変更または取消し)

第8条 次の各号の一に該当するときは、市長は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例または規則、もしくは指示に違反したとき。
- (2) 正当な手続きによらないで、使用の目的または内容を変更したとき。
- (3) 非常災害その他管理上特に必要が生じたとき。
- (4) その他市長が必要と認められたとき。

2 使用許可の変更または停止もしくは取消しにより生じた損害については、市長はその責を負わない。

が定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を短縮又は延長することができる。

(休館日)

第12条 会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に設けることができ

(開館時間)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた場合は、開館時間を短縮もしくは延長することができる。

(休館日)

第10条 会館の休館日は次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月4日および12月28日から12月31日まで

(2) 毎週月曜日

(3) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めた場合は、休館日を変更しまたは臨時に設けることができる。

(使用料)

第11条 会館の使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長が特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

る。

(利用の許可)

第13条 会館を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可せず、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) 利用申請者又は利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 会館の利用が公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあるとき。

(3) 会館の利用により会館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 会館の管理運営上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の利用が適切でないとき。

(利用料金)

第15条 会館の利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責任によらない理由その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合

は、その全部または一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由により使用しなかったとき。

(2) 使用者が使用の3日前までに取り消しを申し出た場

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備の設置)

第19条 利用者が特別の設備をする場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用が終わったとき又は第14条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止若しくは退去を命じられたときは、その利用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りではない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、その責めに帰すべき理由によって会館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅

合で、相当の理由があると認めるとき。

(3) その他特別の理由があると市長が認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(特別設備の設置)

第15条 使用者が特別の設備をする場合は、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者が使用を終ったときまたは使用の停止もしくは取消しを受けたときは、直ちに原状に回復し、点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の義務を怠った場合は、市長がこれを代行し、その費用として市長が定める額を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者は、使用にかかる建物および附属施設を滅失し、またはき損したときは、不可抗力による場合を除き、何人の行為なるを問わず、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は市長が定める。

(立入検査)

第18条 職員は、管理上必要があるときは、臨時立入検査をすることができる。

